

○佐野市佐野駅前交流プラザ使用料
(カッコ書きは改定前の金額)

別表第1 (第8条、第10条、第15条、第17条関係)

1 多目的ホール

区分	金額			
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
A	1,100円 (1,080円)	1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	3,300円 (3,240円)
B	1,100円 (1,080円)	1,100円 (1,080円)	1,650円 (1,620円)	3,300円 (3,240円)

2 駅前交流広場

区分	金額			
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
全面	2,200円 (2,160円)	2,200円 (2,160円)	3,300円 (3,240円)	6,600円 (6,480円)

備考

1 延長又は繰上げに係る利用料金の額は、利用時間の区分(午前9時から午後10時までの区分を除く。)ごとに定める額とする。ただし、午後10時後に延長し、若しくは午前9時前に繰り上げるとき、又は延長し、若しくは繰り上げる時間が午前9時から午後1時までの間若しくは午後1時から午後5時までの間において2時間までのとき、若しくは午後5時から午後10時までの間において3時間までのときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額により算出する。

- (1) 多目的ホールA 1時間につき430円
- (2) 多目的ホールB 1時間につき430円
- (3) 駅前交流広場 1時間につき870円(860円)

2 延長又は繰上げに係る利用時間が1時間に満たないときは1時間、延長又は繰上げに係る利用時間に1時間に満たない時間があるときはその満たない時間を1時間として計算する。

3 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第2 (第8条、第15条関係)

1 多目的ホール

品名	単位	単位1回当たりの金額
プロジェクター	1台	1,030円 (1,020円)
三脚スタンドスクリーン	1台	520円 (510円)
展示パネル(脚付き)	1枚	520円

		(510円)
電子黒板	1台	520円 (510円)
所作台	1台	520円 (510円)
姿見	1台	100円
移動式音響機材	1台	1,030円 (1,020円)
DVDレコーダー	1台	210円 (200円)
CDラジオカセットレコーダー	1台	210円 (200円)
コードリール	1台	210円 (200円)

2 駅前交流広場

品名	単位	単位1回当たりの金額
イベント用テント（大）	1基	1,560円 (1,540円)
イベント用テント（中）	1基	1,560円 (1,540円)
折りたたみ机	1台	100円
折りたたみ椅子	1脚	50円
商品陳列用ワゴン	1台	520円 (510円)
移動式音響機材	1台	1,030円 (1,020円)
可動式スポットライト	1台	210円 (200円)
コードリール	1台	210円 (200円)

備考

- 1 プロジェクター、三脚スタンドスクリーン及び移動式音響機材は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用をそれぞれ1回として計算する。
- 2 プロジェクター、三脚スタンドスクリーン及び移動式音響機材以外の附属設備は、同一の日における利用を1回として計算する。
- 3 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第3（第15条、第17条関係）

区分		金額		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第12条第1項第1号に規定する行為	多目的ホールA	550円 (540円)	550円 (540円)	550円 (540円)
	多目的ホールB	550円 (540円)	550円 (540円)	550円 (540円)
	プラザ（屋外の施設に限る。）	1日車両1台につき1,100円 (1,080円)		
	プラザ（多目的ホールを除く。）	1日10㎡につき1,100円 (1,080円)		
第12条第1項第2号に規定する行為（広告に関する物品を掲示する場合に限る。）		1月1種類1か所につき3,300円 (3,240円)		

備考

- この表において「1日」とは、利用する施設に対応する第7条に規定する開館時間及び供用時間をいう。
- 利用する時間が1日に満たないときは1日、利用する時間に1日に満たない時間があるときはその満たない時間を1日として計算する。
- 利用する期間が1月に満たないときは1月、利用する期間に1月に満たない期間があるときはその満たない期間を1月として計算する。
- 利用する面積が10平方メートルに満たないときは10平方メートル、利用する面積に10平方メートルに満たない端数があるときはその端数を10平方メートルとして計算する。
- 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第4（第15条関係）

品名	金額
コインロッカー（大）	1個1日につき300円
コインロッカー（中）	1個1日につき200円
コインロッカー（小）	1個1日につき100円

備考

- この表において「1日」とは、第7条に規定する開館時間をいう。
- 利用時間が1日に満たないときは1日、利用時間に1日に満たない時間があるときはその満たない時間を1日として計算する。
- 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

○佐野市中心市街地活性化広場条例

(カッコ書きは改定前の金額)

別表第1 (第5条、第14条関係)

区分	利用する時間	金額
休憩施設	4時間未満	200円
	4時間以上8時間未満	400円
	8時間以上	1,230円 (1,210円)
交流広場	4時間未満	410円
	4時間以上8時間未満	840円 (830円)
	8時間以上	2,530円 (2,490円)
フリースペース	4時間未満	450円
	4時間以上8時間未満	910円 (900円)
	8時間以上	2,750円 (2,700円)

備考 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

別表第2 (第5条、第14条関係)

区分	利用する時間	金額
電気設備	4時間未満	120円
	4時間以上8時間未満	240円
	8時間以上	730円 (720円)

備考 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

所管課 都市計画課 TEL : 0283-20-3100